

1 国民健康保険
「国民健康保険被保険者証」が新しくなります
現在お持ちの「国民健康保険被保険者証」の有効期限は7月31日(水)です。8月1日(木)からは、新しい被保険者証を使用してください。
新しい被保険者証は、7月中旬以降に、国民健康保険加入者世帯の世帯主宛でお送りします。
※有効期限が過ぎた被保険者証は、各自で破棄してください。

◆70歳以上の方へ
70歳以上の方には、被保険者証と国民健康保険高齢受給者証を一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(一体証)」を交付しています。

◆69歳の方へ
69歳の方は、お送りする被保険者証の有効期限が誕生月の末日までとなっています。誕生月の中旬以降に、一体証をお送りします。誕生月の翌月からは、一体証で医療機関等を受診してください。
※1日が誕生日の方は、前月に誕生日を迎える方と同じ扱いです。
※医療費の自己負担割合は、一体証の右上に表記しています。

保険税の滞納がある世帯は、税務課で納付相談後、保険医療課で被保険者証を交付します。7月下旬にお送りする通知に記載している期間内に納付相談にお越しください。

2 国民健康保険・後期高齢者医療制度
被保険者証の更新は、今年で最後です
マイナンバーカードと被保険者証が一体化され、令和6年12月2日以降は、紙の被保険者証の新規交付が廃止されます。利用登録を行ったマイナンバーカードが被保険者証となりますので、令和7年8月以降は被保険者証の更新がなくなります。
被保険者証の利用登録をしていない方には、被保険者証の資格情報などが記載された「資格確認書」を交付します。
※今回お送りする被保険者証は、令和7年7月31日まで使用できます。

3 後期高齢者医療制度
「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります
現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日(水)です。8月1日(木)からは、7月下旬にお送りする新しい被保険者証を使用してください。
また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちの方で、8月以降も引き続き対象となる方には、新しい被保険者証とともに新しい認定証をお届けします。

保険料を滞納されている方には、有効期限が短い被保険者証をお送りします。
(期限までに保険料の納付が難しい方は、お早めに保険医療課に相談してください。)

4 後期高齢者医療制度
「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします
令和6年度は、後期高齢者医療保険料を決める基準の保険料率(均等割額、所得割率)を見直す年です。下記の計算表を基に算定し、各被保険者に賦課します。

〈均等割額〉		〈所得割額〉
52,791円	+	$\left(\begin{array}{l} \text{令和5年中の総所得金額等} \text{ ※1} \\ - \\ \text{基礎控除額 43万円} \text{ ※2} \\ \times \\ \text{所得割率 } 11.24\% \end{array} \right)$

〈年間保険料額〉
賦課限度額 80万円

※1 総所得金額等とは収入額から控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません。)を引いた金額です。

※2 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。

自身に賦課された保険料の詳細は、7月中旬にお送りする保険料額決定通知書でご確認ください。

5 後期高齢者医療制度
保険料率の激変緩和措置(令和6年度のみ)
保険料率の見直しによる急激な増額を緩和させるため、下記に該当する方は令和6年度に限り記載の所得割率や賦課限度額を別途適用します。
◆総所得金額等から基礎控除額 43万円を差し引いた金額が58万円以下の方 ⇒ **所得割率 … 10.32%**
◆昭和24年3月31日までに生まれた方および令和7年3月31日までに障害認定を受け、被保険者となった方 ⇒ **賦課限度額 … 73万円**

6 後期高齢者医療制度
保険料の減免・徴収猶予
下記のいずれかの事由により、保険料を納めることが困難な方は、申請いただくことで、保険料が減免または一定期間保険料の徴収が猶予される場合があります。

- A 災害で大きな損害を受けた
- B 所得が著しく減少した
- C 他の被保険者や世帯主の死亡等により、世帯の所得が軽減判定基準以下
- D 一定期間給付の制限を受けた

7 国民年金
出張年金相談(予約制)
日8月6日(火) 10時～15時
場小野市うるおい交流館エクラ(小野市中島町72)
申 明石年金事務所に電話(☎078-912-4983)
期7月9日(火)～30日(火)

◎年金事務所『ねんきんダイヤル』
☎0570-05-1165(ナビダイヤル)
※利用できない場合は、☎03-6700-1165
◆受付時間
①月～金曜日 8時30分～17時15分
※月曜日(祝日の場合は次の平日)は19時まで
②第2土曜日 9時30分～16時

8 国民年金
～これから出産されるみなさんへ～
届出をすると国民年金保険料が免除されます
第1号被保険者(自営業、学生、無職の方等)で平成31年2月1日以降に出産された方
◆保険料が免除される期間
出産予定月の前月から4か月分(約6.8万円)
※多胎の場合は、6か月分(約10.2万円)になります。
※付加保険料(月額 400円)を納付することができます。

◆単胎の方
3か月前 2か月前 1か月前 出産予定月 1か月後 2か月後 3か月後
← 4か月分 →

◆多胎の方
3か月前 2か月前 1か月前 出産予定月 1か月後 2か月後 3か月後
← 6か月分 →

◆届出の受付期間
出産予定日の6か月前～
※出産後の届出はいつでも可能です。
☑母子健康手帳 ☐マイナンバーカード
☐基礎年金番号がわかる書類

9 国民年金
国民年金保険料の減免・徴収猶予
国民年金保険料の納付が経済的に難しい場合、保険料の全部または一部が免除される制度があります。
令和6年度の免除申請期間は、7月から令和7年6月までです。

これまで免除を受けていた方も、7月以降の免除を希望する場合、新たに申請が必要です。
※継続免除該当の方は除きます。
また、過去の期間で2年1か月までさかのぼって免除申請することができます。
詳しくは、年金機構ホームページをご覧ください。



間市民協働部保険医療課(庁舎1階)
1、2 … ☎43-0500 3～9 … ☎43-0501

補聴器

は 早めの使用がおすすめ!

補聴器貸出体験コース

ご購入前にご自宅や日常生活の中でお試しください! ことができます! ご検討の際はぜひご利用ください。

5年延長保証サービス

メーカー保証に加え5年までの延長保証もお選び頂けます。詳しい内容はカウンセリング時にご説明いたします。

お気軽にご相談ください!

早期装用のメリット

早めのほうが補聴器になじみやすい! 聞き取りを良い状態に保ちやすい!

聞こえにくい状態を放置すると聞き取りの力が低下すること。聞こえにくさを感じたら、早めに補聴器の使用をご検討ください。

補聴器専門店 補聴器センター めいりょう3

TEL:0795-42-7500 FAX:050-6860-5285

営業時間 午前10時～午後3時 定休日 土・祝日 P完備

やしろBio店 加東市社1126-1 イオン社Bio2階

広告

広告

ーあなたの町の住まいの便利屋さんー

屋内工事 / 屋外工事 / 機器取替
小さな工事から大きな工事まで
家の事なら、なんでもおまかせください!

リフォーム加東 TEL0795-42-3590
加東市社 353-3

広告

夏期講習 中3 受講生募集!!

小・中・高 学習塾 BETTERからBESTへ

指導時間帯
小5・小6/6:00~7:30 午後
中学・高校/8:00~10:00 午後

個別指導受け付けます

三木市吉川町山上142-3 (道の駅とうじょう・吉川温泉よかたんより3.5km)
☎0794-73-1035

一地元公立教科書を理解させる授業一
学年別最大5名の少人数指導・不登校生への指導配慮・学年別学習室有・数検英検指導